附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十五号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四及び第二十六条の六の四第五項中「第五十三条第一項第一号」を「第五十三条第一項」に改める。

様式第一号の六の二（表面）中「発行期日」を「発効期日」に改める。

様式第一号の八備考中「に該当する場合は「A」と、同項第一号に該当する場合は「B」と、同項第三号に該当する場合は「C」」を「又は第三項第二号に該当する場合は「ア」と、同条第一項第三号又は第三項第三号に該当する場合は「イ」と、同条第一項第一号又は第三項第一号に該当する場合は「ウ」と、同条第一項第四号又は第三項第四号に該当する場合は「エ」と、同条第一項第五号又は第三項第五号に該当する場合は「オ」に改める。

様式第三（表面）を次のように改める。

（表　面）

国民健康保険検査証

〔法第四十五条の二関係〕

写

真

官職又は職名

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

支給について準用する。（後略）

（入院時生活療養費）

第五十二条の二　（略）

2　（略）

3　健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。（後略）

（保険外併用療養費）

第五十三条　（略）

2　（略）

3　健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。（後略）

4　（略）

（特別療養費）

第五十四条の三　（略）

2　健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。（後略）

3～5　（略）